

とする。

二 最初の事業年度は、本会の成立の日から昭和五十二年三月三十一日までとする。

(全国配置家庭薬工業組合連合会)

### 三 全国配置家庭薬工業組合連合会役員名簿

創立総会  
(昭和五十一年十一月三十日)

昭和五十一年

氏名	役職名
理事長 佐藤 又一	奈良県製薬工業組合理事長
副理事長 石黒 七三	富山県製薬工業組合理事長
全 大北 正史	滋賀県製薬工業組合理事長
専務理事 柏田 一雄	奈良県製薬工業組合専務理事
合 理 事 長 岩崎 六郎	富山県製薬工業組合副理事長
全 志浦 栄	奈良県製薬工業組合副理事長
全 常田 正信	富山県製薬工業組合副理事長
全 常務理事	富山県製薬工業組合副理事長

全 水口 誠一 全 理 事

員外理事 高桑徳太郎 (株式会社広貫堂社長)

全 森田 康嗣 全 副理事長

岡井喜代次

岡村 喜郎 全 副理事長

橋田喜一郎 全 副理事長

野口 米満 全 副理事長

大原 大 全 副理事長

監事 石黒重兵衛 全 専務理事

浅井 誠三 全 副理事長

緩利 光男 全 副理事長

奈良県製薬工業組合監事

富山県製薬工業組合監事

滋賀県製薬工業組合監事

(工業組合連合会)

### 三 全国配置家庭薬工業組合連合会の設立認可

昭和五十二年

厚生省発表第一九六号

全国配置家庭薬工業組合連合会設立認可書

3組

全

全

常務理事

常務理事

853

全国配置家庭薬工業組合連合会

設立発起人 奈良県製薬工業組合理事長

佐 藤 又 一

昭和五十四年

三六 配置販売品目取扱いの改正陳情

昭和五十二年五月六日付で申請のあつた全国配置家庭薬工業組合連合会の設立を中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第一八五号）第四十二条一項の規定により認可する。

昭和五十二年六月二十八日

厚生大臣 渡辺 美智雄

全国配置家庭薬工業組合連合会

理事長 佐藤 又一

厚生省薬務局長  
中野徹雄殿

薬事法第三十条第一項に規定の配置販売品目

取扱い（許可制を届出制に）の改正方陳情

（注）昭和五十一年四月から実施されるGMPを乗り切るため、近代化促進法の業種指定を受けることが必要とわかり、その業種指定を受けるには、生産県に工業組合を設立し、その全国組織を必要とした。奈良県（佐藤又一理事長）が滋賀県、富山県に働きかけ、昭和五十一年十一月三十日創立総会を開き、昭和五十二年五月六日設立認可申請書を提出、同年六月二十八日設立認可された。

平素は格別の御指導と特別の御配慮を賜り厚く御礼申上げます。

配置医薬品の取扱いについては、昭和三十六年度の改正にあたり配置販売品目指定基準が定められ、各都道府県知事がこれに基づき指定することになっていますが、昭和四十二年から今日まで薬務局においては配置医薬品製造について製造承認（許可）申請にあたり一般用（配置）として申請書を整えるよう御指導をいたゞき実施しました。

（全国配置家庭薬工業組合連合会）

注名簿略

かくの如くして承認（許可）をいただいた品目を配置販売業者が取扱い品目として申請した場合、指定事務を促進していただくため予めその許可内容について「配置販売品目台帳」を各配置薬生産府県より各都道府県宛提出済であります。受入れ府県においては、更に書類審査を行い、ときには指定基準内の品目でも独自の判断で認めない場合もあり、これが為に蒙った混乱と経済的な損害は過去数億円に達しています。

このことに関する個々の事例について別紙（略）に列記しておりますが、かかる幣害を無くするためにも、又行政上の簡素化の見地からも都道府県知事が配置販売品目の指定を行う現行方式を配置販売業者が都道府県知事に取扱う品目を届けるという届出制に改正方格別の御詮議を賜りたく茲に陳情申上げます。

合  
尚、当事項につきましては、昭和四十五年以来歴代の厚生大臣並びに薬務局長に陳情を続けてまいりましたが、その都度薬事法改正時まで待つようとの指示を受けておりましたが、今回の薬事法改正に当り検討してい

たゞくことになりましたことは、永年の念願がかない関係業界一同感謝致しております。何卒、是非実現方の御配慮をお願申上げます。

昭和五十四年一月十四日

（全国配置家庭薬工業組合連合会）

### 三七 配置販売業界の要望

昭和五十四年

昭和五十四年一月十六日

全国配置家庭薬工業組合連合会

理事長 佐藤又一

薬事法改正に対する配置販売業界の要望について（薬事法第三〇条、第三一条の改正について）

平素はご懇篤なるご指導を賜わり厚くお礼申し上げます。

標題の件に関しまして、先般陳情文をご高覧願つたところであります。その補足と致しまして、左記の通りご要望申し上げますので、格別のご理解とご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

## 一、薬事法第三十条、第三十一条の改案について

### 現行薬事法

#### (配置販売業の許可)

##### 第三十条

配置販売業の許可是、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が厚生大臣の定める基準に従い品目を指定して与える。

(以下略)

#### (配置販売品目の制限)

##### 第三十一条

配置販売業の許可を受けた者（以下「配置販売業者」という）は前条第一項の規定により都道府県知事が指定した品目以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

### 第一案

#### (第二十八条、二十九条の薬種商販売業に準ずる)

#### (配置販売業の許可)

##### 第三十条

配置販売業の許可是、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が厚生大臣の定める基準に従う品目を届出た者に与える。

(以下略)

#### (配置販売品目の制限)

##### 第三十一条

配置販売業の許可を受けた者（以下「配置販売業者」という）は前条第一項の規定により都道府県知事に届出した品目以外の医薬品を販売し授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

### 第二案

#### (品目の指定を届出にする)

##### 第三十二条

配置販売業の許可を受けた者（以下「配置販売業者」という）は厚生大臣の定める基準の品目以外の医薬品を販売し授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

#### (配置販売品目の制限)

##### 第三十三条

(1) 配置販売医薬品については、昭和四十二年以降製

## 二、改正理由について

造承認（許可）の際に備考欄に「一般用（配置）」（昭和四十二年十月二十一日薬製第六四五号）として申請し、厚生省の審査の上、承認（許可）を得たものであるにもかかわらず、これを更に都道府県で審査を行うことは二重の審査となるばかりか、中には厚生省の承認を否定する結果となる様な事例も発生しており、行政的にも、また事務取扱上もはなはだ不合理であり、この事に起因する弊害も多く見られます。

(2) このことに関連しまして、例えば医薬品の規格等について新しい基準が示された様な場合、旧基準品、新基準品の取り扱いに関しまして、各都道府県により差が生じるため、業界としましては右往左往する結果となり、そのために蒙った損害は過去から延べ数十億にも達しています。これに関する事例としまして、

昭和五十一年十一月二十五日に「鎮咳去痰薬」の新基準が示されたとき  
昭和五十一年六月一日に「ピラゾロン系薬」の取

り扱いが示されたとき

昭和五十三年十月二日に「漢方薬一一処方」が示されたときに発生しております。

(3) その他の事項で各都道府県の措置がまちまちとなつた例

- ② 有効成分の解釈を誤った例としまして、ビスマスの使用が禁止された時、止瀉剤については除外されているにもかかわらず一律禁止の措置をとられた県があった。
- ③ 効能・効果について、厚生省承認事項を割愛された場合があった。
- ④ その他これらのことに関し（別紙）事例集を添付いたしました。

三、その他近時は製造及品質管理基準（GMP）に基き配置販売用医薬品は生産されており、更に昭和五一

年以降は自主的に容器に配置期限をつけ品質の保全を図っております。

前記に述べた事項の実例を示す一端としまして多数の削除品目を含む配置販売品目指定書の写（略）を別添致しました。

（全国配置家庭薬工業組合連合会）

### 三六 配置販売品目取扱い改正陳情の報告

昭和五十四年

薬事法第三十条三十一条（配置販売品目取扱の指定制を届出制に）改正陳情の経過とその結果について（報告）

併し乍ら、実際この品目の指定に当り各都道府県のかには、配置販売品目指定基準に適したものとして、厚生省の製造承認（許可）を得た医薬品の指定を誤り、又、厚生省からの通知、通達等の文書内容に対する解釈違いで経過措置期間を認めないとか、或は成分、分量、効能等の解釈を各都道府県が、独自かつ自由裁量で行う結果バラツキを生じ、そのためには生産県の製造業者並びに販売業者は、事務上の混乱と多大の経済的損害を蒙つているのが実情であります。

従つて本件については、昭和四五年頃から業界としてあらゆる機会に、これらの改善方を各方面に陳情並びに要望を続けて参つたのでありますが、厚生省当局からは、薬事法の改正期まで待つてほしいという回答を受け配置販売品目（配置医薬品）の取扱については、昭和三

十五年薬事法改正で、法第三〇条第一項の規定に基づき

配置販売品目指定基準（昭和三十六年二月一日厚生省告示第一六号）が定められ、各都道府県知事がこれに基づいて指定することになりました。

幸い今回「薬事法一部改正」が行われることになった

ので、永年我々が懸案であったこの改善要望事項（法第

三十条三十一条の改正）を、「法一部改正」に取り入れてい

ただくべく詳細で具体的な陳情書を作成し、数次に亘り  
代表者（石黒会長病気のため佐藤副会長）が上京し、厚生大

臣、薬務局長、審議官外担当官及び国会関係の八十余名

で構成している配置薬議員連盟、自民党社会部会、医薬

品問題小委員会、生産県選出自民党の各先生方に陳情書

を提出すると共に、実情を詳細に説明を致しました結

果、配置医薬品の取扱いが各都道府県間にバラツキがあ

ることは不合理であり、又、指定事務上の繁雑と誤解が

生じ受入都道府県にとっても迷惑であることが十分理解

され、薬事法第三十条三十一条改正の実現は確実な見通

しがついたのでありましたが、その後、三月九日東京永

田町自民党本部会館において開催された自民党社会部会

及び医薬品問題小委員会主催の「薬事法一部改正案に関

する協議会」に、「全配協（全国配置家庭薬協議会）」代表

組の出席方を求められたので、佐藤又一副会長が代表者と

して出席、当日の出席者は次の通りがありました。

#### 自民党関係側

社会部会会長 斎藤十郎先生 他部会の先生方

医薬品問題小委員会委員長 小沢辰男先生 他委

員の先生方

#### 厚生省側

薬務局長 審議官 企画課長 審査課長

#### 業界側（説明陳述順）

①全配協（全国配置家庭薬協議会）

佐藤又一副会長 志甫（富山）・竹村（奈良）両

専務

②全薬協（全日本薬種商協会）

北原会長 他一名

③日 薬（日本薬剤師会）

石館会長 他一名

「全配協」を代表して佐藤又一副会長が、今回の陳情の主旨並びに目的、理由の要旨を説明、即ち配置販売業の許可を全国一律に厚生大臣の定める基準に統一するよう意見陳述をし、これに対し活発な意見交換と質疑応答

(配置薬議員連盟副会長谷垣先生、中野薬務局長、佐藤副会長の間で)が行われた結果、国会関係委員の先生方から薬事法第三十条三十一条改正の賛同を得たのであります。が、「全配協」の次に陳述した「全薬協(薬種商)」会長の法改正要望が業権問題(資格)を主張したため、当日の会合は結論を見るに至らず、次回(三月十三日)に持越されました。

当委員会は、次回には結論を取りまとめたい意向のよ

うでありましたが、「日薬」と「全薬協」の意見が対立しており、これでは事態の進展が望めないと佐藤副会長は思い、これを收拾し、円満解決を図る打開策を考えるため三月十日に厚生省薬務局え、当局がかねてから配置関係の要望事項は法改正に踏み切らずとも、行政指導で改善が出来るという意見を述べていたので、その方針と具体的な実施方法の説明を求めたところ、

「全配協の要望事項が今回の「法一部改正」に取り入れられても、その実施(施行運営)は来年(昭和五十五年)一月又は四月頃で、約一ヶ年先のことであるが、

これを行政指導で行えば即刻実施が出来早速三月十五日開催の厚生省主催全国都道府県薬務主管課長会議の席上で指示伝達し、更に又、通知、通達等で徹底を計ることが出来る。尚若し、それで実績があがらない場合には、指定基準を含めて改めて政省令の改正を検討する」という回答と了承方の要望が、厚生省薬務局企画課長(法規関係等の担当課長)から佐藤又一副会長にありました。

そこでこの厚生省の意向並びに「日薬」と「全薬協」の対立が、各関係方面に及ぼす影響を考慮して、奈良県、富山県、滋賀県の業界代表の方々にこれらの経緯を説明し協議したところ、佐藤又一副会長に一任するとの回答を得ました。

従つて、改善の目的を達すればよいと判断し、厚生省の意向である行政指導で改善を計る手段を受入れることにし、関係各自民衆参院の諸先生に連絡、理解と了解を得ると共に、厚生省薬務局に対しても法改正にかかる改善のための強力な行政指導の運営を要求したところ、

厚生省薬務局もこれに対し早急な実施を約束した次第であります。

その後三月十三日自民党社会部会及び医薬品問題小委

員会でも、次の意見統一が行われました。

即ち

「配置薬関係業者が届出制の導入を陳情する最大の理由は、各都道府県における解釈判断のバラツキにあると思われるので、行政指導によつて解決できるものと思われる。」

(1) 配置販売品目指定基準の解釈について、各都道府県にバラツキがある部分については、厚生省より解釈統一のための指導を積極的に行う。

(2) 都道府県における品目指定について疑義の生じたときは、厚生省より当該都道府県に対し適正な基準解釈による再検討を要請することにする」

(結論)

以上の如き状況で御座いましたので、今迄申請して指定されたなかつた品目について、製造業者並びに販売業者

の間で再検討の上、品目追加申請をされるよう御知らせ致します。

(全国配置家庭薬協議会)

### 三九 資格化で日薬、全配協の対立

昭和五十四年

自民党・医薬品問題小委員会（小沢辰男委員長）は九日前、薬事法一部改正案について協議した。小委員会には日薬・石館会長、全薬協・北原会長が薬事法二十八条（薬種商販売業の許可）等をめぐって意見を述べ、全配協・佐藤副会長も配置業界の陳情をしたが、結論をまとめるまでは至らず、十三日の会合に持ち越された。この日の会合ではまず中野薬務局長が薬事法一部改正案（諮問案）を説明、質疑を行わずに各団体の意見を聴取した。全薬協・北原会長は同会の要望事項について①現行二十八条の改正による属人的試験の導入は業権の拡張ではない②受験資格に経験年数を取り入れることは安全性の確保を促す③属人的試験によつて店舗が増えることはない

一と説明。全配協・佐藤副会長は配置販売業の許可を全国一律に厚生大臣の定める基準に統一するよう要望した。最後に日薬・石館会長は①二十八条改正は業権問題であり今回の薬事法改正に盛り込むことは反対である②薬事法改正は政府・自民党の当初の方針通り、安全対策に限定すべきだと主張した。

医薬品問題小委員会は次回に結論を取りまとみたい考えだが、日薬と全薬協の意見が対立していることから困惑しているのが実情で、小沢委員長に一任することになるとの見方が強くなってきた。一方、日薬、全薬協は九日も自民党国會議員に「薬事法改正に関する意見書」(日薬)「私達のお願いの趣旨」(全薬協)をもとに陳情活動を展開したが、自民党の態度が決定するまで連日続けられる気配である。なお日薬では全配協の要望事項については「各県で取扱い品目に差異があるという現状は不公平である」と理解をしている。

(『日刊薬業』・昭和五十四年三月十二日付)

## 四〇 日本配置家庭薬商業組合の設立

昭和五十五年

日配商設立準備委員 野口米満

### 配置業界になぜ日配商が必要か

(1) 我が国に於ける医薬品の販売は薬事法によって定められその分野も明らかにされているが、時代の変化により変りつつあり、これに対応する必要性がる。

(2) 配置業は各県共古い伝統を有し、これを背景に配置販売と言う特長を以って国民保健の一翼を担っているが總じて個人企業であり、その経営規模が小さく変わり行く諸情勢に対する受容力が乏しい。

このように規模的に不利な点を同じ立場にある業者が協力し共同の機能を活用して共通した問題の効果的解決をはかる。

(3) この機能を發揮するため全国業者を一本とした日配商を組織し中央との連けいを保ち、これの運営により配置の発展をはかる。

西日本における配置戸数とその実態（増減）

	戸 数	業者一人当たり新規拡張	取ヶシ	差引	増加	減少	変らず又は不記入
奈良	1,311,121	1,256,212	+1%	+2,5%	△10,5%	+2,0%	△3,5%
滋賀	1,110,223	1,052,111	-	-	△3,8	△3,8	-
熊本	1,111,110	1,111,111	-	-	△3,8	△3,8	-
佐賀	1,081,111	1,081,111	-	-	△3,7	△3,7	-
岡山	1,015,500	1,015,500	-	-	△6,6	△6,6	-
大阪	1,045,500	1,045,500	-	-	△6,7	△6,7	-
合計	11,141,623	11,141,623	-	-	△1,7	△1,7	-
富山	1,045,500	1,045,500	-	-	△6,7	△6,7	-

(4) 既に認意団体ではあるが、それぞれの府県には配置

協議会が結成されているので、これを日配商の支部として組合（日配商本会）との連携を保ち官庁と業者間のパイプをつないでゆく。

かに結成し種々の溢路を改善して販売の振興をはかる。

(5) 配置薬の生産メーカーでは、工業組合を結成し近畿

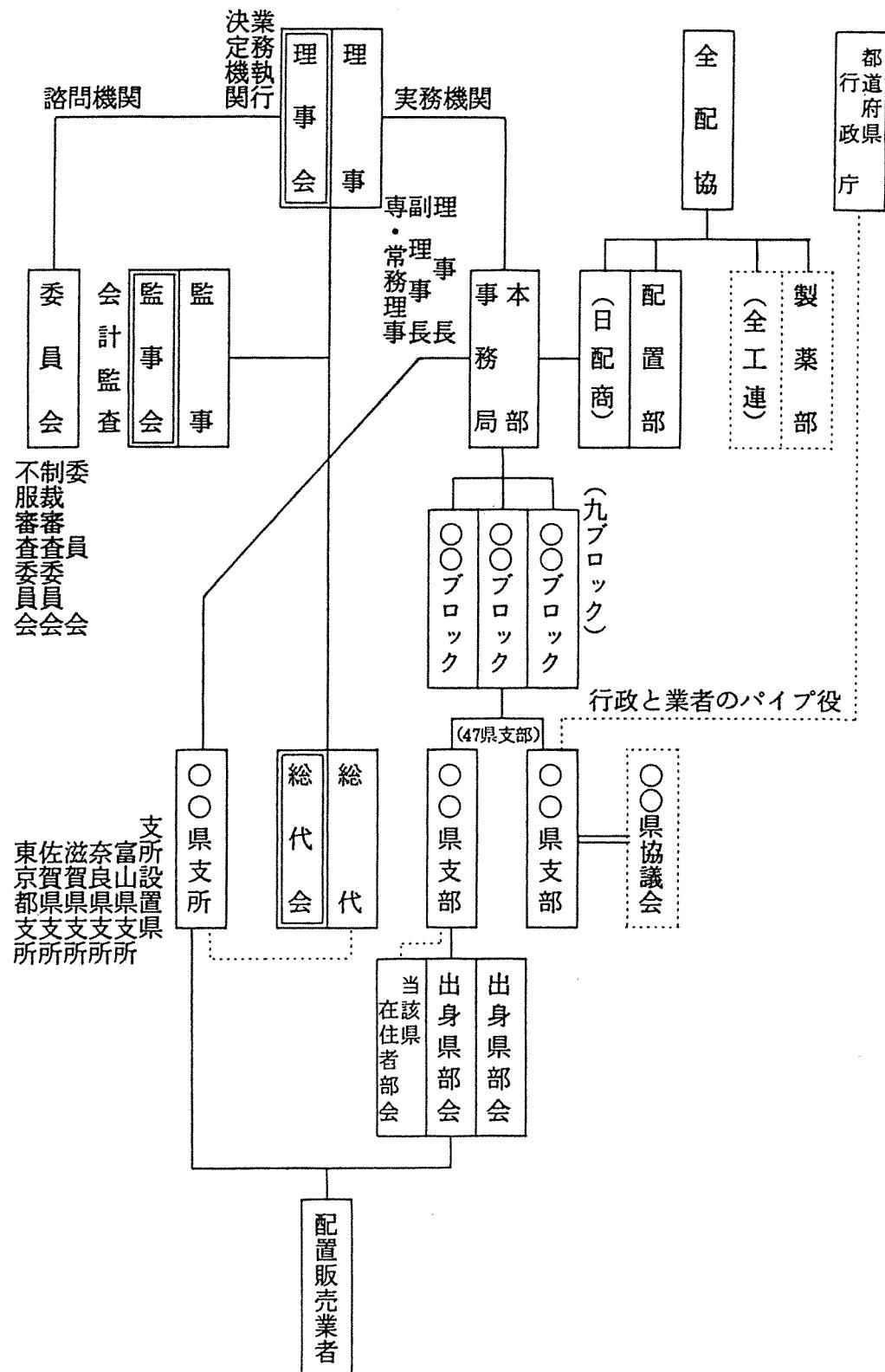
(6) 日配商の設立により業者に共通する振興事業を行

い、業者を指導する。（事業の内容は別紙の通り）

合組 (日配商本会) との連携を保ち官庁と業者間のパイプをつないでゆく。

(7) 既に生産県が主体となり検討の結果組織構想原案のまとめ等を追い、定款原案も決定されたので今後は順次下記の方法を以って組合の設立にすすむ。（厚生省の意見を含めて）

日本配置家庭薬商業組合機構（案）



イ 構想原案の浸透

ロ 事業計画及び収支予算原案の作成

ハ 設立趣意書の作成

ニ 設立発起人の選任

ホ 設立同意書の収集

参考事項（組合員の資格及び役員）

・ 組合員はその住所地を基とし一人一票の投票権

（総代選挙）を有する。

・ 総代の数は定款によつて定められる（一六〇名程度）が各府県単位一名は選出される。

・ 理事及び監事を置き (1) 理事二十人以上二十五人以内 監事は三人以上四人以内

・ 理事長、副理事長五人 専務理事一人 常務理事四人（生産県各一名宛）を選任しその職務に当らしめる。

・ 生産県には支所を置く。

事業について

3 組 合

一 医薬品配置販売業に関する指導および教育

二 医薬品配置販売業に関する情報または資料の収集および提供

ロ 組合員の販売する医薬品の種類に関する制限

ハ 組合員の販売する医薬品の販売方法に関する制限

ニ 組合員の販売する医薬品の販売価格の制限

ホ 前各号に掲げる制限に附帯する事業

イ 組合員の販売する医薬品の種類に関する制限

ロ 組合員の販売する医薬品の販売方法に関する制限

ハ 前各号に掲げる制限に附帯する事業

前項第四号および第五号に掲げる事業の内容および実施に關する事項は、調整規程で定める。

本組合は、その事業に關し、組合員のためにする組合協約を締結することができる。

〔「日配商組合設立」配布資料〕

## 四 全国テレビ宣伝の報告

昭和五十五年

全国配置家庭薬協議会テレビ宣伝委員会はテレビ宣伝について大北会長に答申されました。

ここで皆様に報告し、ご審議を仰ぎ、「協力をお願いします。」

### 決定事項

- (1) テレビ宣伝は一年間 経費は六、〇〇〇万円
- (2) 週一回 三〇秒のスポット放送で、関東、京阪神  
は二チャンネル、他は一チャンネル
- (3) 経費六、〇〇〇万円は配置と製薬で折半する。
- (4) 配置側では身分証一枚につき二、〇〇〇円を集め  
る。
- (5) 昭和五十七年三月まで。
- (6) 集金は昭和五十六年末まで、やむを得ない場合は  
昭和五十七年四月から一年間。

(6) 集金はアウトサイダーからも同様に行う。

生産県以外のメーカーにも協力を願いする。

(7) テレビ宣伝のための事務局は富山市に置く。

◎ テレビ宣伝について特に配置の皆様にお願いしたいことは

放映が始まつたら皆様方からメーカーに対して、  
テレビ宣伝によって“置き薬の制度を若い世代の人  
たちに知つてもらうことが必要なのだ”と訴えてほ  
しい。

メーカーは自社商品の宣伝はしているが、置き薬  
制度を宣伝しない限り配置の制度は消滅する恐れが  
あります。

口 宣伝が始まつたら、得意先を訪問して、宣伝して  
いることを告げ、見てもらい、さらに新懸け（新付  
け）の運動を展開してほしい。

ハ 来年二、三月ごろ委員会を開き、予算約三〇〇万  
円でフィルム作成にとりかかり、また新懸けのため  
のパンフレットもつくり、新懸けをしやすくしたい

と思つていますので、双方について名案がありまして  
たらご意見をお聞かせ願いたい。 以上

(全配協全国テレビ宣伝報告)

四三 全配協總會

昭和五十六年

催  
全国配置家庭薬協議会 昭和五十六年度定時総会 開

昭和五十六年六月十日

会場 奈良県文化会館

## 「会長に佐藤又一氏を選出」

配置部会は、名口第一・奈良県家庭薬配置商協組副理事長が司会。小柴利治・同協組理事長が開会挨拶、大北正史・全配協会長と高橋泰三・配部長が会長、部長挨拶を行い、来賓祝辞のあと議長に小柴理事長を選んで議事に入った。

全配協（全国配置家庭薬協議会）の五十六年度定時総会は六月十日午後、奈良市の奈良県文化会館で開かれ任期満了に伴う役員改選で、全配協会長に同副会長の佐藤又一・奈良県製薬協組理事長（佐藤薬品工業代表取締

議題は、全国的に論議を呼んでいる価格の無表示問題を中心に審議が展開されテレビ宣伝、日配商問題、配置販売業の分野問題、労災保険全員加入問題など、約六項目にわたった。次いで五十五年度事業報告と収支決算を承認、五十六年度事業計画と収支予算案を議決、声明文を採択して閉会（野口米満・副部長挨拶）した。

又・奈良県製薬協組理事長（佐藤薬品工業代表取締役）が選出された。全配協会長が、奈良県から選ばれたのは初めて。同総会では功労者に対する感謝状贈呈、来賓祝辞、議題審議、役員改選のあと総会宣言を採択、閉

生産部会は木村治・奈良県製薬協組専務理事の司会で開会。佐藤又一・同協組理事長が開会挨拶。大北正史・全配協会長と来賓挨拶があつて議事に移つた。議長は、

会した。また次期総会開催は、大阪と内定した。

総会に先立ち、前日の九日午後一時から、配置部会が

同文化会館で、生産部会が隣接の奈良県中小企業会館で  
それぞれ開かれた。

増田善逸・同協組副理事長。

生産部会は薬制、製薬、経営、技術四部合同のためまず部長報告（佐藤又一・薬制、小幡善保・製薬、曾我正雄・経営、大石市太郎・技術の各部長）が行われ提出議題を審議した。

議題は全国テレビ宣伝、日配商設立、一般薬再評価GMP指針、<sup>(1)</sup>および<sup>(2)</sup>の処方変更申請、アスピリンの使用期限問題など約八項目にのぼった。審議終了後五十五年度事業および収支決算報告を承認、五十六年度事業計画と収支予算案を議決、北山宏和・奈良県製薬協組副理事長閉会の辞で終了。引き続き午後四時すぎから、全工連総会も開かれた。

全協総会は十日朝の役員会に引き続き、午後一時から、奈良県文化会館小ホールで開催された。

全配協常務理事の竹村史朗・奈良県家庭薬配置商業協組専務理事が司会、全配協副会長の佐藤又一・奈良県製薬協組理事長開会の辞で始まり、大北正史会長がまず挨拶、功労者十三人に感謝状を贈つたあと、上田繁潔・奈

良県知事らの来賓祝辞、来賓紹介、祝電披露があつて佐藤副会長を議長に選び、議題審議を行なつた。

最初に五十五年度事業、決算報告を承認、五十六年度事業計画および収支予算案を議決。次いで前日の両部会で審議された議題を総会のもとでさらに審議、続いて次期総会は大阪市で開く旨、内定。議題最期の役員改選では、佐藤新会長以下の役員を選出した。このあと、佐藤新会長が力強く挨拶。奈配青の松本学・部会長が読み上げた宣言文を採択、閉会した。

終了後、午後三時三十分から春日ホテルで懇親会が催され、また厚生省、生産県薬務課、全配協三者の懇談会も開かれた。これにより、二日間にわたる全日程が、盛会のうちに幕を閉じた。

被表彰者（頗不同、敬称略）

平井正一（奈良県家庭薬配置商業協組）藤田忠信、東卯三男（大阪府家庭薬工業協組）藤田敏夫（三重県医薬品配置協）舟崎健治（福岡県医薬品配置協）新庄滋信（石川県医薬品配置協）徳淵定吉（佐賀県薬業団体連）金山一、平井三

郎、富田均（以上富山県薬業連）岡田忠三、緩利光男（以上滋賀県薬業協）

### 総会宣言

「80年代は次期世代のために創造し、改革してその基礎を確立すべきときである。このときに当たり、本業界は課せられた使命と将来のために成すべきことを深く認識し、実行しなければならない。

すなわち生産、販売部門それぞれの組織下にあって合理化に努め、いわゆる車の両輪のごとく協調し、家世代の理解を求め、積極的に販路を拡大し、もって経済的安全を図り、後継者の養成に努めつつ伝統の精神と行動をもって国民に奉仕しなければならない。

本業に従事するものすべて業を愛し、考え、行動し国民の信頼を高め、業界発展のために前進しよう」。

### 全配協会長佐藤又一氏 就任の挨拶

皆様方の御推挙により全配協の会長を仰せ付かつたのあります。が何分に浅学非才、その器では御座居ませんが折角の御要望で御座居ますので皆様方の御協力のもと

合

に大任を果したいと存じます。何卒よろしく御願い申し上げます。

実は正直なところ、私は騒がれても全配協の会長になる意志はなかったのであります。と申しますのは、配置販売用医薬品製造業者を近代化促進法の業種指定をうける時、通産大臣より委員の委嘱をうけております。その任期が五十六年度になつております。製薬組合の理事長もこの年度で切れます。それを契機に一切の公職を退いて余裕のある日々を送る考え方でおりました。

しかし、奈良県の業界としては、是非会長を奈良県に貰い、道をつけておかねば、と云う強い要望があつた事は事実で御座居ます。しかし、奈良県だけのそうした道づけであつたら半期一年で任期調整をして、来年引退と云う事も出来ましようが、全国組織として私が必要であつたら、そう云う訳にもいかないと思ひます。

しかし、永い間は、こちらで御辞退したい。調整期間を含め二期三年、その間に富山県が有力な適任者を準備されると思う、それまでの間、最後の御奉公をさして貰

いましょう。とは申すものの任期間は、大変だと思います。

我々の業界をとりまく諸状況は、非常に厳しいものがあります。製造業者側は、

- 一 GMPのソフト面の完全実施
- 二 再評価問題
- 三 品目追加問題
- 四 その他、諸問題が山積みしております。

販売業者側は

- 一 販売業者の老令化問題対策
- 二 年々減少する業者防止対策問題
- 三 そうした問題解決策として、日配商を設立し、近代化を計ろうとしておられるが、近促法の業種指定をうける事は大変な仕事であります。しかし、それが出来ないと業界の発展は望めない。

私は経験者ですから誰よりも理解している積もりであります。

四 その他、薬事法の問題等

以上のような諸問題を解決し、製造業者と販売業者が共に発展せねばならない。

特に販売業者の方が大革命をされて伸びない限り製造業者の発展を期する事は不可能であることは申す迄もありません。

従つて、販売業者の方々の発展に関する諸施策を講ずる事が全配協の急務であると私は確信するもので御座ります。

どうか皆様方の一段の御協力のもとに、これが完遂出来ますよう、お願い申し上げまして、就任の御挨拶に致します。

(『薬慈新報』昭和五十六年六月十五日)

### 四 薬事情報センターの発足

昭和五十七年

奈良にも薬事情報センター

奈良県薬剤師会（会長、喜多稔氏）は四月一日から薬事情報センターを発足させる。薬効成分、薬理作用、副作

用など医薬品に関するあらゆる情報を収集し、薬剤師の

質の向上を図り、薬害を防止する一方、家庭配置薬など  
県の地場産業である製薬業界の試験研究、製品開発にも  
役立てる。(以下、省略)

昭和五十七年一月十二日

(全国配置家庭薬協議会)

(『日本経済新聞』・昭和五十七年一月十五日付)

## ■ 全国配置薬業青年連合会代表者大会

会 昭和五十七年

全国配置薬業青年連合会代表者大会奈良大会 開催

昭和五十七年四月六日～七日

会場 奈良県中小企業会館

華嚴宗大本山東大寺

春日ホテル

全国配置家庭薬協議会

会長 佐藤又一

主催 奈良県配置家庭薬青年部会

全配青会長 松本 学

司会 岡田 守次

芦高 庄次

法人たる配置販売業の承継について

法人たる配置販売業の適格者が、解雇、死亡等によりそ  
の地位を失った時、当法人たる配置販売業の役員のうち

に別の適格者がいる場合は、新規の許可でなくその適格  
者に変更、即ち承継出来ますようご配慮方お願い申し上  
げます。

大会 スローガン

「資質の向上をはかり、消費者に奉仕しよう」

「業界の体質を改善し、合理化を進めよう」

大会宣言

我々は、長い伝統の中で、国民の保健衛生に寄与し、

その信頼を得て、安定した業界と言わされてきたが、今日

の経済界の激しい変動の中で、常に大局的見地より判断する事を心掛け、薬事法に示された原則と法則を厳守し

つゝ、その中で本業発展の途を開き実行せねばならな

い。

即ち、社会及び家庭への啓蒙と進出を積極的に実行し、更に自らの資質の向上の為、研鑽を重ね經營の合理化、近代化をすすめ、青年同志としての連帯感を更に強め、もって社会に奉仕し、かくして消費者の信頼を一段と得、業界発展の為のリーダーとして邁進努力することを、ここに宣言する。

昭和五十七年四月七日

全国配置薬業青年連合会代表者奈良大会

(奈良大会プログラム)

## 配置家庭薬青年部・二十周年記念大会・開催

### 記念大会・宣言文

我々は、各位の努力、援助をいただき、めでたく二十周年を迎えた。

この時に当り、結成の原点にたち還り、業界、社会発展の為、研鑽、努力を重ねなければならない。即ち、資質の向上をはかり、生業から企業への脱却、セルフメディケーションの推進、地域医療への参画奉仕をすすめ、医療体制の中に確固たる地位を築き、又、地場産業のリーダーとして飛躍発展を遂げ、明日の業界、社会を担つてゆく事をここに宣言する。

昭和五十七年八月二十日

奈良県配置家庭薬青年部会

結成二十周年記念大会

(記念大会プログラム)

## 四六 配置家庭薬青年部二十周年大会

昭和五十七年

## (5) 関係行政庁の連絡協調

# 図七 日本配置家庭薬商業組合の発足

昭和五十七年

## 昭和五十七年度事業計画

### 一、基本方針

本組合は、全国一円の医薬品配置販売業者の代表組織として、中小企業団体の組織に関する法律の定めるところにより、業界の近代化、体质改善を図るため、定款第七条の事業を実施することにつき、この事業計画を作成する。

### 二、事業

- ①指導及び教育に関する事業  
医薬品配置販売業の健全なる育成と発展に資するため  
に左記の通り指導及び教育事業を行う。
  - (1) 経営管理指導講習会の開催
  - (2) 薬事講習会の開催
  - (3) 青年部の設置と育成
  - (4) 新規学卒者導入の推進
- 合  
  - (2) 薬事講習会の開催
  - (3) 青年部の設置と育成
  - (4) 新規学卒者導入の推進

- ②情報及び資料の収集又は提供に関する事業  
組合員の知識向上を図るために左記の情報及び資料を収集して組合員に提供する。
  - (1) 経営指導に関する資料の収集又は提供
  - (2) 薬事に関する情報及び資料の収集又は提供
  - (3) その他組合員が要望する情報及び資料の収集又は提供
- ③調査研究に関する事業  
業界の改善発達、組合員の事業の安定化及び合理化等に資するための調査研究を行う。
  - (1) 組合員の経営実態調査のための調査票の作成に関する調査研究
  - (2) 消費者の相談、苦情窓口の設置に関する研究
  - (3) 販売促進に関する事業

⑤組合協約の締結に関する事業

同業者員外並びに関連取引先との組合協約締結のため  
の調査研究を行う。

⑥事業者台帳作成に関する事業

医薬品配置販売業者の事業者台帳を作成し業界の実態  
把握を行う。本年度は台帳作成のための準備を行う。

◇昭和五十七年度收支予算 (57・6・9～58・5・31)

△収入の部

賦課金収入

平等割賦課金 一七、五六六、〇〇〇

差等割賦課金 三、七五〇、〇〇〇

事業外収入 二〇、〇〇〇

受取利息 二〇、〇〇〇

合計 二一、三三六、〇〇〇

△支出の部

印刷費 一、四四〇、〇〇〇

通信費 三〇〇、〇〇〇

一般管理費 二〇〇、〇〇〇

事務委託費 六、〇〇〇、〇〇〇

旅費交通費 六〇〇、〇〇〇

通信費 二四〇、〇〇〇

印刷図書費 二四〇、〇〇〇

消耗品費 六〇、〇〇〇

指導教育事業費 一一〇、〇〇〇

講習会費 七、二〇〇、〇〇〇

青年部育成費 三〇〇、〇〇〇

新規学卒者導入推進費 五〇〇、〇〇〇

連絡協調費 二〇〇、〇〇〇

情報資料収集提供事業費

情報資料収集提供費 一、二〇〇、〇〇〇

調査研究事業費

調査研究費 五〇〇、〇〇〇

販売促進事業費

販売促進費 一、四四〇、〇〇〇

事業者台帳作成事業費

印刷費 三〇〇、〇〇〇

通信費 二〇〇、〇〇〇

一般管理費

事務委託費

旅費交通費

通信費

印刷図書費

消耗品費

交際接待費

会議費	三五〇、〇〇〇
雜 費	六〇、〇〇〇
事業外費用	
公租公課	五〇、〇〇〇
關係先負担金	五〇、〇〇〇
予 備 費	一、七二六、〇〇〇
合 計	二一、三三六、〇〇〇
日配商新役員	
理事長 高橋泰三 (富山)	
副理事長 小柴利治 (奈良) 野口米滿 (滋賀) 松田嘉	
一 (東京) 布村四市 (富山) 村田勘六 (佐賀)	
専務理事 志甫 栄 (富山)	
常務理事 竹村史朗 (奈良) 中井寿夫 (滋賀) 米田克	
己 (大阪) 杉森正義 (富山)	
合	
理 事 押田治一 (富山) 尾山小三郎 (埼玉) 熊本長	
久 (佐賀) 嶋岡敏雄 (奈良) 高田清治 (富山) 谷口	
栄一 (奈良) 長浜清秋 (富山) 新鞍行雄 (香川) 浜田	
治平 (富山) 林 弘一 (同) 平井博数 (滋賀) 八ツ	

#### 四八 奈良県配置組合の婦人配置員募集

昭和五十八年

〔『朝日新聞』昭和五十七年六月〕

奈良県の配置業界では、婦人の手によつて県内の販路を広めようとの、ユニークな試みが進められている。

婦人の内職を斡旋する公的機関の県婦人就職サービスセンター（家内労働法に基づく労働省の機関）を通じて、「ヘルスキー・パー」と呼ばれる婦人配置員を、「ヘルスキー・パー友の会（略称H.K会）」加盟二十社の会員ごとに雇用

し、奈良県下を新懸けしようというもの。当初、県製薬協同組合で企画、推進していたが、婦人配置員雇用を希望する有志で作った同友の会を受け皿に、配置員雇用という性質上、県家庭薬配置商業協同組合が窓口となることになった。(以下略)

(『家庭薬新聞』昭和五十八年一月一日付)

#### 四九 配置販売業の承継陳情

昭和六十年

厚生省薬務局企画課

課長 岸本正裕殿

全国配置家庭薬工業組合連合会

理事長 佐藤又一

陳情書

法人である配置販売業の承継について  
平素は業界諸般について格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標題の件につきまして、法人である配置販売業の適格

者が死亡、解雇等となれば、販売業の許可は失効し新規の許可申請が必要であることは、薬務局長通知「法人たる薬種商の取扱いについて」(昭和三十六年四月一四日、薬発第一五三号)を引き合いに出された「法人たる配置販売業の取扱いについて」(昭和五十一年十月十三日、薬企第四六号厚生省薬務局企画課長通知)により示されているところであります。

その後、薬種商販売業等につきましては「業務を円滑に承継し、地域の医薬品の供給を確保するため」との趣旨で「いわゆる承継者試験」(薬種商試験の施行について、昭和四十九年九月十日薬発第八一六号通知)の特例が認められたり、試験の合否が未確定のうちに、店舗に対する先行投資をせざるを得ない不合理を解消するための「いわゆる青写真受験」(薬事法第二十八条の解釈について、昭和四十五年一月二十四日薬事第三十八号通知)の実施など、誠に業界の実情に合った行政が行われているところであります。

ところが一方、配置販売業では適格者が死亡、解雇等

の場合、他の販売業とちがって消費者に医薬品を預けたままの状態で許可が失効するため、業務の引き継ぎに当たっては各地に散在する得意先の把握はもとより、医薬品の品質保全や円滑な供給、代金の回収等につきまして、極めて綿密に消費者に対処する必要があります。

そのため、「法人たる配置販売業」の適格者が死亡、解雇等によりその地位を失ったとき、当法人たる配置販売業の役員のうちに別の適格者がいる場合は、その適格者に変更して承継出来ますようお願い致します。

つきましては、「配置販売業の承継はなく全て新規の許可となる。」とされた上記の通知「法人たる配置販売業の取扱いについて」(昭和五十一年十月十三日薬企第四十六号厚生省薬務局企画課長通知)から「役員の中に他の適格者がいる法人の場合」を除外していただき法人の承継を認めていただきますよう陳情申し上げます。以上

合

昭和六十年一月十日

(工業組合連合会)

## 五〇 全配協の役員と事業

昭和六年

全配協・会長 曾我正雄

常任相談役 大北正史 佐藤又一小幡善保  
副会長 長浜清秋 小柴利治 野口米満

大石市太郎 関野清治 高橋泰三

### 実施事業

わが国経済は、貿易黒字の大幅な増大により、米国をはじめ諸外国から国内市場の開放を強く要求せられ、政府は遂に貿易摩擦解消のために市場開放策を決定し、海外に声明すると共に国民に対し内需の拡大を要請された処である。

こうした情勢のなかでわが業界を直視するとき、多くの重要課題が山積している。

生産面では、新製剤、新商品の開発研究、動物性生薬原料の不足対策、無定価の解消問題、或いは配置販売品目の拡大、バイオテクノロジーの研究対策などがある。

一方配置販売面では、特に昨年度以来全国各地で台頭した異種業者の新規参入問題は、配置構造の弱点を突いたものであり、配置の合理化、近代化に目覚めなければならぬ。配置員の資質の向上をはかり、セルフメディケーションの普及実践に当り一段と消費者の信頼を確保するよう努めが必要となってきたために、全国統一講習会に受講を切望する次第である。

また、全国テレビ、ラジオ宣伝の効率的な実施、大衆薬の浮揚対策など、業界をとりまく環境は大きく変化しているのみならず複雑化している。このような事態に対し旧観念を脱却し、意識の革新をはかり業界の発展に取り組むように、下記事項について努力する。

- 一 新製剤、新商品の研究開発対策について
- 二 家庭薬教本による全国統一講習会の実施強化について
- 三 セルフメディケーションの普及実践について
- 四 全国テレビ、ラジオによる効率的な宣伝について

て

## 五 一般薬再評価について

六 配置販売業の地域医療への参加対策について

七 配置販売品目の拡大について

八 バイオテクノロジーの研究対策について

九 医薬品製造承認審査業務の簡素化について

一〇 改正薬事法及び関連政省令の徹底対策について

一一 配置販売業の合理化、近代化対策について

一二 後継者対策について

一三 販路の確保・拡大について

一四 企業倫理及び配置モラルの確立について

一五 異種業者の新規参入対策について

一六 情報の収受及び対応策について

一七 救済制度対策について

一八 配置家庭薬賠償責任保険の徹底について

一九 全工連並びに日配商との密接なる連絡協調につ

いて

二〇 大衆薬浮揚対策について

二一 物質特許対策について

### 二二一 関連団体との情報連絡及び協調について

### 二二三 その他本会の目的達成に必要な事項

(『家庭薬新聞』昭和六十年八月一日付)

## 三 日配商の役員と方針・事業

昭和六十年

日配商 理事長 野口米満

副理事長 小柴利治 布村四市 村田勘六

長浜清秋 榎豊次郎

### 一 基本方針

昭和六十年度のわが国経済は輸出主導のもとに、設

備投資及び国民消費の漸増により、引き続き景気拡大の過程を辿るものと予測されるが、欧米との貿易摩擦の激化、政府の行財政改革の推進などにより、内外ともに依然として厳しいものがあると考えられる。

このような状況下において、配置薬業界をめぐる諸情勢は、老人保健法の創設、健康保険法の改正を契機にセルフメディケーションの手段としての配置薬が国

民から一段と高く評価され、前途に明るさを感じるものがある。しかしながら、このような環境の変化は反面異種業者の配置分野への進出を促進し、販売競争の激化や、配置モラルの低下を招くおそれがあり業界の将来にとって不安な面がある。

こうした情勢を踏まえ、当組合では本年度の事業を計画するに当たり、従来からの指導教育事業を中心に情報資料収集提供事業、販売促進事業等を積極的に展開するとともに、特に業界の合理化事業に着手するための準備段階として組合員の詳細な経営実態を把握するため実態調査を行う。

### 二 事業

#### 一 指導及び教育に関する事業

医薬品配置販売業の健全なる育成と発展に資するため、下記の通り指導及び教育事業を行う。

- (1) 経営管理指導講習会の開催
- (2) 薬事講習会の開催
- (3) 薬学、セールス講習会の開催

合

組 3

- (4) 市場動向に関する講習会の開催
  - (5) 青年部の育成
  - (6) 新規学卒者導入の推進
  - (7) 関係行政庁との連絡協調
- 二 情報及び資料の収集又は提供に関する事業
- 組合員の知識向上を図るため、下記の情報及び資料を収集して組合員に提供する。
  - (1) 経営指導に関する資料の収集又は提供
  - (2) 薬事に関する情報及び資料の収集又は提供
  - (3) 税務会計法規に関する情報及び資料の収集又は提供
  - (4) 市場情報の収集又は提供
  - (5) その他組合員が要望する情報及び資料の収集又は提供
- 三 調査研究に関する事業
- 業界の改善発達、組合員の事業安定化及び合理化等に資するための調査研究を行う。
  - (1) 組合員の経営実態調査票の作成

- 四 販売促進に関する事業
- 新しい時代の消費者ニーズに対応した営業活動を展開するため下記の通り販売促進事業を行う。
  - (1) 配置販売システムのP.R.の推進
  - (2) 消費者の相談、苦情窓口の設置
- 五 組合協約の締結に関する事業
- 同業者員外並びに関連取引先との組合協約締結のための調査研究を行う。
- 六 事業者台帳作成に関する事業
- 医薬品配置販売業者の事業者台帳の作成及び業界の合理化事業を実施するための準備として組合員の実態調査を行う。

(『家庭薬新聞』昭和六十年八月一日)

### 〔共同試験室建設時の〕抵当権設定

### 各組合理事長名簿

#### 解除手続きの通知

昭和六十一年

事務連絡

昭和六十一年一月八日

奈良県製薬（協）殿

奈良県中小企業高度化資金係

抵当権設定登記抹消の手続きについて

昭和四十九年三月十二日に貸付けた中小企業高度化資金貸付金二三、四六〇千円也は昭和六十一年十二月二十日

をもって完済となりました。

なお、貸付時に担保として提供された不動産に設定登記した抵当権を解除及び抹消登記する用意がありますので、別添申請書を提出されるよう通知します。

については、当該物件の登記簿謄本を添付するとともに登記手数料として金一千円の収入印紙も併せて送付してください。

奈良県製薬協同組合

米田助正	昭和二十四年十月～二十七年三月
和田義徳	昭和二十七年三月～二十九年三月
北山藤一郎	昭和二十九年八月～三十五年五月
細川義三	昭和三十五年八月～四十四年三月
梶谷桂三	昭和四十四年三月～四十五年七月
佐藤又一	昭和四十五年八月～

奈良県家庭薬配置商業協同組合

玉木秀雄	昭和二十二年五月～二十七年五月
川田畿三郎	昭和二十七年五月～三十五年五月
足高伊作	昭和三十五年五月～四十二年十月
橋本安一	昭和四十二年十月～四十九年五月
平井正一	昭和四十九年五月～五十五年五月
小柴利治	昭和五十五年五月～六十一年五月
谷口栄一	昭和六十一年五月～

(奈良県商工労働部金融課)

奈良県家庭薬卸業組合

南 檀次郎 昭和二十六年四月～二十七年三月

森 田 一 昭和二十七年四月～二十八年二月

森 田 正 善 昭和二十八年二月～三十三年五月

奈良県家庭薬卸協同組合

森 田 正 善 昭和三十三年六月～三十七年五月

杉 本 正 義 昭和三十七年六月～四十九年四月

京 田 作 治 郎 昭和四十九年五月～五十三年四月

細 井 義 晴 昭和五十三年五月～五十五年四月

吉 田 敬 昭和五十五年五月～

(各協同組合調べ)